

預金口座の不正利用防止対応について

最近、預金口座を不正に利用する悪質な犯罪が大きな社会問題となっています。

当行では、預金口座の不正利用を防止するために、下記のとおり預金取引の停止、キャッシュカードの利用停止または預金口座の強制解約を行うことがあります。

記

【架空名義口座等の強制解約等】

口座名義人が存在しないことが明らかになった場合、通帳・口座の譲渡等による第三者の利用が認められた場合または法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはそのおそれがあると認められた場合、その他当行預金の共通規定に規定されている要件に該当する場合には、預金取引の停止または預金口座の強制解約をいたします。

【不活動口座の利用停止等】

5年以上ご利用のない預金口座（不活動口座： 5年以上、利息決算および不活動口座管理手数料以外の入出金のない口座）は、不正に入手されたうえ、犯罪に利用される事例が見受けられます。

このため、不活動口座については、当行預金の共通規定に基づいて、預金取引を停止させていただくことがあるほか、預金残高がない口座についてはお客様に通知のうえ解約させていただく場合もあります。

これらの場合には、当該預金口座へ預入れ・払戻しのほか、振込入金、口座引落し等ができなくなりますので、お手元に長い間ご使用にならない通帳がございましたら、ご確認ください。

なお、預金取引を停止させていただいた預金口座について改めてご利用を希望される場合は、通帳・届出印章および本人確認書類をご持参のうえ、窓口へお申出ください。

口座を解約させていただいた場合には、解約した口座を再度ご利用いただくことはできません。

【その他】

預金口座の解約等に際して行う当行からお客様への通知等については、お届けの氏名、住所にあって発送いたしますが、通知等が延着し、または到着しなかったときでも、当行の預金にかかる共通規定に基づき、到着したものと見做して解約されたものとして取扱うことといたします。

ご注意

銀行に預金をなさる際には、ご本人の正しいお名前をご使用ください。

預金にかかる権利および通帳・カードは譲渡・質入できません。

以上